

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年5月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

<福祉推進のために>

* 島田観光（株）様（常盤町）

<認証45周年記念事業として福祉推進のために>

○国際ソロプチミスト北見様（北見市） 100,000円

<故人が生前お世話になったため>

○故浜田 篤夫様（端野町）	20,000円	○川辺 清見様（端野町）	30,000円
○故手賀 文子様（端野町）	30,000円	○藤谷 吉生様（留辺蘂町）	20,000円
○得能 幸子様（留辺蘂町）	30,000円	○仁義 実様（留辺蘂町）	10,000円
○畠山 松子様（留辺蘂町）	30,000円		